



日看学協発 第 36 号
平成 19 年 10 月 26 日

厚生労働大臣
舛添要一様

日本看護学校協議会
会長 山田 里津



要望書提出について

標記について、平成 19 年 10 月 26 日、次の要望書を別添のとおり提出致しますので、ご検討賜りたく
よろしくお願ひ申し上げます。

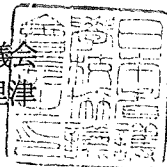
記

1. 年 2 回の看護師国家試験の実施（時限措置）に関する要望書
1. 看護師養成所専任教員資格要件に関する要望書
（「看護師等養成所の運営に関する指導要領」改定案に対する要望）



厚生労働大臣
舩添 要一 様

日本看護学校協議会
会長 山田 里津



年 2 回の看護師国家試験の実施（時限措置）に関する要望書

平素より、当協議会にご指導、ご高配を賜り感謝申し上げます。

私どもは、安全で安心な質の高い医療サービスを提供できる看護師の養成に日々邁進し、毎年多くの卒業生を輩出しております。卒業生は看護師国家試験を受験いたしますが、平成 18 年度の受験者数 50,766 名のうち合格者は 46,000 名（90,6%）であり、不合格者が 4,766 名とかなりの数に昇りました。このような結果は看護師の安定供給にも支障を来す恐れがありますので、下記の要望事項について実現されるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 要望事項

現在、年 1 回実施されている看護師国家試験を時限的に年 2 回実施されるよう要望いたします。

2. 理由

(1) 看護師国家試験結果の妥当性

下表の通り、過去 10 年間を概観すると合格率の変動が大きい。学生の質は大きく変わっていないことからすれば、試験そのものに何らかの改善の余地があるものと考えます。このような状況での年 1 回の実施には結果の妥当性に疑問が残ります。

実施年月	受験人数(人)	合格者数(人)	不合格者数(人)	合格率 (%)
1998 年 2 月	53,052	44,364	8,688	83,6
1999 年 2 月	55,404	53,821	1,583	97,1
2000 年 2 月	48,568	46,817	1,761	96,4
2001 年 2 月	48,331	40,624	7,707	84,1
2002 年 2 月	53,187	44,820	8,367	84,3
2003 年 2 月	53,680	49,714	3,966	92,6
2004 年 2 月	49,204	44,874	4,330	91,2
2005 年 2 月	48,299	44,137	4,162	91,4
2006 年 2 月	48,914	43,211	5,703	88,3
2007 年 2 月	50,766	46,000	4,766	90,6

(2) 看護師の安定的供給のために

診療報酬改定（7 対 1 入院基本料の算定）により、病院間での看護師の争奪戦が生じており、病院によっては機能麻痺状態に陥っているとうかがっております。

又、高齢化や在院日数短縮により、在宅医療（看護）の充実がより期待されるところでありますが、訪問看護ステーションから病院への看護師の引き抜きが多く生じており、利用者へのサービスが低下しているとうかがっております。

これらのことは又、私たち看護学生の実習施設の確保にも大きな支障となります。

このように看護師不足が深刻化の一途を辿っているなか、離職防止や潜在看護師の掘りおこしとともに、看護師国家試験の実施回数を時限的に増し、有資格者を増やすことが急務と考えます。



厚生労働大臣
舩添 要一 様

日本看護学校協議会
会長 山田 里津

看護師養成所専任教員資格要件に関する要望書

(「看護師等養成所の運営に関する指導要領」改正案に対する要望)

平素より、当協議会にご指導、ご高配を賜り感謝申し上げます。
つきましては、次の要望事項の実現に向け、特段のご高配をお願い申し上げます。

記

1. 要望事項

「看護師等養成所の運営に関する指導要領」第 4 の 1 の (3) の資格要件に、現行の大学に、「統合カリキュラム」を加えることを要望します。

そのため、次のとおりに当該の条文を改正して頂きたい。

現 行	要 望
<p>第 4 教員に関する事項</p> <p>1. 専任教員及び教務主任</p> <p>(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師・助産師又は看護師として指定規則別表 3 の専門分野の教育内容（以下「専門領域という。」）のうちの一つの業務に 3 年以上従事した者で、<u>大学</u>において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</p>	<p>第 4 教員に関する事項</p> <p>1. 専任教員及び教務主任</p> <p>(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師・助産師又は看護師として指定規則別表 3 の専門分野の教育内容（以下「専門領域という。」）のうちの一つの業務に 3 年以上従事した者で、<u>大学等</u>において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</p> <p>* 「大学等」は「統合カリキュラム」を含むという意味です。</p>

2. 理 由

統合カリキュラムは、大学院入学資格を有し、教育に関する科目を履修しているため、資格要件を十分満たしています。